

ウズベキスタンにおける憲法教育と国民統合上の課題

木之下 健一

国民教育制度は、出生や、国籍の取得によって国民とみなされるようになる人々を、積極的で、行動的なアクターとしての市民に変えるとともに、それらの国民を国家に結びつけ、互いに妥協させるような市民的アイデンティティと国民的自覚を創出しようとしてきた。独立などにより近年誕生した国家にとって、こうした国民教育制度と国民国家との関係は決して“時代遅れのテーマ”ではない。むしろ新しい国家のナショナル・アイデンティティを早急に見出し、確立することが国民教育制度における喫緊の課題として位置づけられている。

独立以降のウズベキスタンにおいても、国民教育制度を通じてそうした取り組みがなされているが、その中で一つの重要な役割を与えられているのが、2001年以降幼稚園から大学院まで学習をすることが義務付けられている「憲法教育」である。ウズベキスタンにおいて、この「憲法教育」はどのような意味を持ち、国民統合の観点から見て、どのような機能が存在するのか。またこうした「憲法教育」は、従来型の国民統合の形態との比較においてどのような性格を持つのか。こうした問いの下、ワークショップにおいては報告を行った。

報告に際しては、ウズベキスタンにおける「憲法教育」に関する法律、国家教育スタンダード、国家教育センター発行の学習指導集、教科書の表記、内容についての検討を行った。また実際の授業において、どのような学習が目指されているのか、という点についての検討を行った。

それらに関する分析の過程で明らかになってきたのは、ウズベキスタンにおける憲法教育を通じた国民統合においては、いくつかの特徴が見られるということである。

まず、古典的な国民統合政策は、伝統、民族、宗教、言語等を根拠としながら、「我々〇〇国民は・・・というような国民である」というように説明してきた。一方、「憲法教育」を通じてなされる国民統合においては、「国民」に関するナショナル・アイデンティティ言説を、憲法に明記された国家体制、国家機能等に基づいて生み出すこととなる。また、民族や宗教などを根拠としたナショナル・アイデンティティに基づいて行われる国民統合とは別に、「憲法教育」には大きな特徴が存在する。それは①少数派排除の原理を含まない包摂性、②論理的根拠の明白さ、③運用に際しての効率性の良さ、である。

①に関して言えば、民族や宗教に基づいたナショナル・アイデンティティの確立が常にマイノリティーを排除し、国民統合の妨げになりがちであるのに対して、憲法は民族、性別、宗教、社会的出自、社会的地位等に関わらず国民全てに平等に該当する基本法である。②については、民族や宗教、また道徳や倫理に対して多様な解釈や立場が存在し、論理的根拠が曖昧であったり論争的となるのとは対照的に、憲法には条文における記述という明確な論理的根拠が存在する。更に司法権を担う裁判所が下す判決により一国内における憲法解釈は一層明確に規定される。③についても、道徳や倫理性に即して善悪を判断する際には複数の立場が存在し、違反が必ずしも明確でないのに対して、憲法への違反はある程度明確に規定することができる。

更に、国家教育スタンダードや憲法教育の教科書等に関する分析を通じて見られたのは、国家、国民、権利、義務、国家権力、国家機関といった事柄が憲法において明確に規定されているため、これらをそのまま教えれば、憲法に基づいた国家観を確実に子どもたちに学習させることができる、というものである。これに加えて、憲法の条文に即した形で、取るべき態度、行動、習慣といったものと合わせて学習させるようなウズベキスタンの形態であれば、効率的に国民としての資質を伝達することが可能となる。また最低でも義務教育期間の12年間に渡って憲法教育が行われた場合、その影響力も増大することとなる。

このように、国民統合の観点から「憲法教育」には大きな特徴があり、また利点が存在すると考えられる。こうした「憲法教育」が今後、ウズベキスタンにとどまらず、他の国の国民教育制度に対しても影響を与えていくかどうか、という点については未知数である。ただ隣国のカザフスタンやロシアの学校教育においても一部法学の授業が導入されており、今後ウズベキスタン型の「憲法教育」を通じた国民統合の形態が他の国にも波及していく可能性がある。こうした点についての検討は、今後の課題である。

(一橋大学大学院社会学研究科博士後期課程)